

イーストとくしま観光推進機構
訪日外国人旅行者周遊促進事業
仕様書

1 業務名

イーストとくしま観光推進機構 訪日外国人旅行者周遊促進事業

2 目的

徳島県東部圏域(徳島市・小松島市・阿波市・吉野川市・勝浦町・上勝町・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町・佐那河内村)における特産品販売促進に繋がる、旬の時期に、産地に赴きそこでしか味わえないモノを食べたり、収穫体験を行うと同時に、お土産として購入するフードツーリズムや、その地域で古くから伝わる技を現地で見学したり体験した商品を購入するクラフトツーリズムを徳島ならではの観光コンテンツとして整備し、欧米豪に多く存在する“Educated Traveler”に向けて、OTA及び旅行代理店による販売に繋げていくための着地型商品の造成を行う。

※“Educated Traveler”とは

旅行行動・動機から見たターゲット分類において、異文化に好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者。海外旅行が成熟した欧米諸国に多く、長中期の滞在による異文化交流を好む層をいう。

3 委託料上限額

7,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む

4 委託期間

業務締結の日から令和3年3月23日まで

5 業務の内容

受託者は本業務の目的及び東部圏域内の魅力を理解し、地域住民にとって当たり前のものが、旅行者にとっては価値のある「食」、「技」を着地型旅行商品として整備し、現地での体感を通して、特産品を購入し、認知度向上とともに、新たな観光商品となるコンテンツの造成と販売促進に係る以下の業務を行うものとする。

(1) コンテンツ造成

1) 「食」、「技」コンテンツホルダーのリストアップ

※対象市町村毎の、観光関連事業者、農林関連事業者、文化系事業者(職人)をリサーチし、「食」特産品カレンダーと受入状況/「技」工房等の状況と受入状況を

まとめた、「食」、「技」のコンテンツホルダーのリスト作成。

2) 着地型旅行商品化に向けたコンテンツホルダーの絞り込み

上記リストの条件を元に機構と相談の上、着地型旅行商品候補を、35コンテンツ程度まで絞り込みの実施。

3) 海外旅行者目線“Educated Traveler”識者によるモニタリング

海外旅行者目線“Educated Traveler”を持つ識者により順位を決定すること。

【順位の付け方（例）】

評価基準：①“Educated Traveler”が選好する内容となっているか。

②コンテンツ内容が分かり易いか。

③希少性

④金額設定

⑤受入期間

※上記評価基準を基に、識者が点数を付け順位を決定する。

4) 「食」、「技」コンテンツの商品化

上記3)の優先順位に基づき、「食」、「技」併せて上位20コンテンツを着地型旅行商品として造成。

※ 県内旅行代理店・着地型旅行商品造成事業者と連携すること。

※造成した旅行商品は、機構ウェブサイトへの掲載及びSNS(FaceBook, Instagram, Twitter, YouTube等)の発信を実施すること。

(2) 旅行会社・ランドオペレーター向け「食」、「技」着地型旅行商品造成用素材集の作成

①素材集（紙）（英語：10,000部）

②素材集（動画）（英語：「食」「技」フラッグシップモデル各1種類）

※上記①、②共に機構ウェブサイトへの掲載及びSNS(FaceBook, Instagram, Twitter, YouTube等)での発信を実施すること。

(3) 造成コンテンツのOTA掲載促進

1) 造成コンテンツホルダーに対し「OTA掲載促進セミナー」を開催すること。

※開催に係る企画・告知・運営・進行等全てを委託するものとする。

※参加事業者数は30社以上とする。

2) 上記1)のセミナーに参加できなかった造成コンテンツホルダーに対し、個別フォローアップを実施すること。

※OTA掲載事業者数は20社以上とする。

6 目標と成果指標

(1) コンテンツ造成

アウトプット：着地型旅行商品造成件数：20件（～2021年3月）

アウトカム：参加者数：100名 売上：1,200千円（～2021年3月）

(2) 旅行会社・ランドオペレーター向け「食」、「技」着地型旅行商品造成用素材集の作成

アウトプット：素材集(紙)[英語：10,000部]

：素材集(動画)[英語：「食」、「技」各1種類]

※イーストDMO WEBサイト連動(～2021年3月)

アウトカム：パッケージ旅行商品造成数：3件(～2021年3月)

(3) 造成コンテンツのOTA掲載促進

アウトプット：OTA掲載促進セミナー参加事業者数：30社(～2021年3月)

アウトカム：OTA掲載件数：20件(～2021年3月)

7 素材集(取材、撮影)に関わる留意事項

- ・取材先との交渉等は原則受託者が行う。(取材先によっては機構が行う場合もある。)
- ・機構ホームページ及びSNS等に掲載することについて取材先に了承を得ること。
- ・写真は、視覚的に興味や話題を喚起するような素材を盛り込むこと。

8 著作権等について

- ・納品された成果物、委託業務に関する企画提案書等の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、すべて機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は当該権利を受託者に確認の上、非独占的使用できるものとする。
- ・第三者が権利を有しているイラスト、映像・写真・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、機構は、責任を負わないものとする。
- ・成果物は、機構が自由に二次使用(加工、ホームページへの掲載等)できるものとする。

9 成果品

下記について、電子データで次の業務成果品を提出すること。

- ① 「食」特産品カレンダーと受入状況/「技」工房等の状況と受入状況等をまとめた、「食」、「技」のコンテンツホルダーのリストデータ(Excel形式等)
- ② 着地型旅行商品の機構ウェブサイトへの掲載データ及びSNSへの発信データ(納品形式については、協議の上決定する。)
- ③ 「食」、「技」着地型旅行商品造成用素材集データ
※納品形式については協議の上決定する。
- ④ その他、本業務に付随する必要な写真データ、バナー等のデータ。

- ⑤ その他、機構と受託者との協議の上、委託期間内に本業務で生じた資料のうち機構が指示する資料一式。
- ⑥ 成果物は、機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。

10 事業実績報告

事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、機構に次の報告書を提出すること。

- ① 事業実績報告書 1部
- ② その他関係資料及び電子データ 1式

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託事業終了後に提出される事業実績報告書に基づき、機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、精算払いをするものとする。

12 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

13 その他事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (3) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で、関係法令を遵守すること。